



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *3 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
- *4 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
- *5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

- 385 令和2年度及び令和3年度県庁舎(本館)電力調達並びに令和2年度及び令和3年度県庁舎(南別館)電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課) 3
- 386 令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (医務課) 6
- 387 保安林予定森林 (森林整備課) 9
- 388 保安林の指定 (") 9
- 389 " (") 10
- 390 保安林の指定施業要件の変更 (") 10
- 391 " (") 10
- 392 " (") 11
- 393 道路の区域変更 (道路保全課) 11
- 394 道路の供用開始 (") 12
- 395 道路の区域変更 (") 12
- 396 道路の供用開始 (") 12

○ 公告

- 入札公告 (管財課) 13
- " (") 16
- 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県点字図書館)の指定管理者の指定 (障害福祉課) 19
- 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県聴覚障害者情報センター)の指定管理者の指定 (") 19
- 入札公告 (医務課) 20

○ 正誤

- 令和元年10月11日付け和歌山県報第46号和歌山県選挙管理委員会告示第51号中 23
- 令和元年10月18日付け和歌山県報号外(2)和歌山県人事委員会規則第16号中 23

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第3号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月23日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2の2（第10条関係）			別表第2の2（第10条関係）		
職		支給区分	職		支給区分
略	略		略	略	
警察本部以外	略		警察本部以外	略	
	(7) 警察署の次長	略		(7) 警察署の次長	略
(8) 警察学校の教頭					

附 則

この規則は、令和2年3月25日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第4号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後											改正前										
別表第1 警察官給料表級別職務分類表（第3条関係）											別表第1 警察官給料表級別職務分類表（第3条関係）										
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
	組織										組織										
本部	略	略	略	略	略	<u>教頭</u>	略	略	略	本部	略	略	略	略	略		略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
備考 略											備考 略										

附 則

この規則は、令和2年3月25日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>5 略 (令和2年及び令和3年における特別休暇の特例措置)</p> <p>6 <u>条例第14条に規定する人事委員会規則で定める場合は、令和2年4月1日から令和3年12月31日までの間においては、第14条第1項各号に掲げる場合のほか、ワールドマスターズゲームズ2021関西の大会（公開競技及びそのリハーサル大会を含む。）に選手又は競技に関与する者として参加する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときとし、その期間は、一の年において5日の範囲内の期間とする。この場合において、第17条中「掲げる場合」とあるのは、「掲げる場合若しくは附則第6項に定める場合」と読み替えるものとする。</u></p> <p>7 <u>前項に規定する休暇は、1日を単位とし、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</u></p> <p>8 <u>令和2年及び令和3年における第14条第1項第19号に規定する特別休暇に関する同号の規定の適用については、同号中「6月」とあるのは「5月」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>5 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第385号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和2年度及び令和3年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

- ア 令和2年度及び令和3年度県庁舎（本館）電力調達
 予定契約電力 800kW 予定調達電力量 1,796,773kWh
- イ 令和2年度及び令和3年度県庁舎（南別館）電力調達
 予定契約電力 700kW 予定調達電力量 2,722,497kWh

(2) 契約期間

令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間（令和2年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和3年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することが

ある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和2年2月10日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の(9)の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びセの書類については代表者が、イからケまで並びにシ及びスの書類については構成員ごとに、コ及びサの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参により提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

カ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

キ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ケ 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

コ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

サ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからエまで及びサ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からセ（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和2年3月23日（月）から同年4月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1) のウからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年3月23日（月）から同月30日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、令和2年4月6日（月）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年3月30日（月）から同年4月10日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

なお、3の（5）の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和2年4月23日（木）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、令和2年5月1日（金）までに書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対しては、令和2年5月12日（火）までに書面により回答するものとする。

（5）（2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第386号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

（1）調達の名称及び数量

令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,103,572kWh

（2）契約期間

令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間（令和2年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和3年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

（1）自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

（2）自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

- (10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和2年2月10日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあつては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、ア及びセの書類については代表者が、イからケまで並びにシ及びスの書類については構成員ごとに、コ及びサの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

カ 個人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

キ 直近1年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

(ウ) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ケ 2の(8)の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

コ 2の(9)の要件を満たしていることを証する書面の写し

サ 2の(10)の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1)のアからエまで及びサ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からセ（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和2年3月23日（月）から同年4月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登載されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1)のウからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年3月23日（月）から同月30日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和2年4月6日（月）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年3月30日（月）から同年4月10日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の(5)の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和2年4月23日（木）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和2年5月1日（金）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和2年5月12日（火）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第387号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字小谷1428

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第388号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市龍神村殿原字宮ノ谷北原1264の1（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ谷南原大ツエ谷1275（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市龍神村殿原字宮ノ谷北原1264の1（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ谷南原大ツエ谷1275（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町周参見字原向井5052から5054まで、5056
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市龍神村柳瀬字虎ヶ峯1410番21地先から同市龍神村柳瀬字虎ヶ峯1411番10地先まで	旧	7.60 } 16.80	116.30	

同上	新	7.80 } 17.90	116.30	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第394号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 田辺市龍神村柳瀬字虎ヶ峯1410番21地先から同市龍神村柳瀬字虎ヶ峯1411番10地先まで

供用開始の期日 令和2年3月23日

和歌山県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市上秋津字川中口1416番32地先から同市上秋津字川中口1416番16地先まで	旧	8.00 } 14.50	168.50	
同上	新	8.00 } 14.50	168.50	
同上	新	7.03 } 32.60	179.80	1号橋 L=34.10 2号橋 L=34.10

和歌山県告示第396号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

道路の種類 県道

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 田辺市上秋津字川中口1416番32地先から同市上秋津字川中口1416番16地先まで

供用開始の期日 令和2年3月23日

公 告

入札公告

令和2年度及び令和3年度県庁舎（本館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和2年度及び令和3年度県庁舎（本館）電力調達

和歌山県庁舎（本館、北別館及び東別館） 和歌山市小松原通一丁目1番地

予定契約電力 800kW 予定調達電力量 1,796,773kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間（令和2年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和3年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第385号に規定する令和2年度及び令和3年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和2年度及び令和3年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

令和2年3月23日（月）から同年4月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和2年3月23日（月）から同月30日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和2年4月6日（月）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページに公表するものとする。

ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

令和2年5月15日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年5月14日（木）午後4時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :
Total electricity about 1,796,773kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Honkan)
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. 15 May 2020 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 14 May 2020)
- (3) Contact point for the notice :
Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2212
FAX 073-441-2248

入札公告

令和2年度及び令和3年度県庁舎（南別館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和2年度及び令和3年度県庁舎（南別館）電力調達
和歌山県庁舎（南別館） 和歌山市湊通丁北一丁目2番1
予定契約電力 700kW 予定調達電力量 2,722,497kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間（令和2年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和3年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第385号に規定する令和2年度及び令和3年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和2年度及び令和3年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

令和2年3月23日（月）から同年4月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山

県条例第39号) 第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>) から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和2年3月23日（月）から同月30日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和2年4月6日（月）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページに公表するものとする。

ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

令和2年5月15日（金）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年5月14日（木）午後4時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納

付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 2,722,497kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Minami-bekkan)

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 15 May 2020: (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 14 May 2020)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248

公 告

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例(平成28年和歌山県条例第58号)第9条第1項の規定により、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県点字図書館)の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟

和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階

2 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例(平成28年和歌山県条例第58号)第9条第1項の規定により、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県聴覚障害者情報センター)の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会

和歌山県和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛内

2 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

入札公告

令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

和歌山県立こころの医療センター 有田郡有田川町庄31番地

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,103,572kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間（令和2年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和3年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第386号に規定する令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

(2) 期間

令和2年3月23日（月）から同年4月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和2年3月23日（月）から同月30日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和2年4月6日（月）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1)の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するものとする。

ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター診療管理棟2階 A会議室

イ 入札日時

令和2年5月15日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参又は郵送するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年5月14日（木）午後4時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムと

して納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
 - イ 所在地
有田郡有田川町庄31番地
郵便番号 643-0811
電話番号 0737-52-3221
ファクシミリ番号 0737-52-5571
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 2,103,572kWh to use at the Wakayama Prefecture Mental Health Care Center

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 15 May 2020 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 14 May 2020)

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,

31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan

TEL 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571

正 誤

正 誤

令和元年10月11日付け和歌山県報第46号和歌山県選挙管理委員会告示第51号中

ページ	誤	正
15	別記8号様式	別記第8号様式
16	別記8号様式(第13条関係)	別記第8号様式(第13条関係)

正 誤

令和元年10月18日付け和歌山県報号外(2)和歌山県人事委員会規則第16号中

ページ	誤	正
1	ア～ウ 略 エ～ <u>た</u> 略	ア～ウ 略 <u>エ</u> ～ <u>ス</u> 略 <u>セ</u> ～ <u>た</u> 略